

教育活動の中止の判断基準等

(安芸市教育委員会)

1 台風や大雨等の荒天が市全域で予想される場合

判断する 気象情報等	○大雨、土砂災害 レベル3警報、レベル4危険警報、レベル5特別警報 ※「高潮」は対象外 ※安芸市には河川氾濫の対象河川がなく「大雨」に関する情報で判断 ○暴風、暴風雪、大雪 警報・特別警報 ※「波浪」を除く警報
---------------	---

(1) 平常授業 ※一斉休業

判断する時刻	判断基準
午前6時までに	判断する気象情報等が、 ①発令されている場合 ②午前中に発令される見通しが確認できた場合
随 時	判断する気象情報等が、 ①午後から発令される見通しが確認できた場合 →午後から休校、若しくは通常授業後に速やかに下校
通知方法	○教育委員会が判断し、学校長（教職員）及び保護者に「すぐーる」にて通知 ※各学校長の既読確認ができない場合は、電話連絡 ○安芸市ホームページでお知らせ

(2) 週休日、休日及び長期休業中の補習・学校行事等

判断する時刻	判 断 基 準
午前6時までに	判断する気象情報等が、 ①発令されている場合 ※翌日若しくは翌々日まで延長される見通しが確認できた場合を含む ②翌日発令される見通しが確認できた場合
通知方法	○学校長が教育委員会に協議し、保護者に「すぐーる」にて通知 ○学校ホームページでお知らせ

(3) 部活動

判断する時刻	判 断 基 準
随時	(1) 平常授業と同じ
通知方法	○部活動顧問が、保護者に「すぐーる」にて通知

2 各学校区内において危険が予想される場合

○学校長が教育委員会に協議し、保護者に「すぐーる」にて通知
 ○学校ホームページでお知らせ

3 その他

以下の場合、欠席扱いとはしない。

- ・登校時の安全確保が困難であると判断された場合
- ・市立安芸中学校においては、通学に利用する公共交通機関が運休した場合